

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(総務省自治行政局公務員部福利課)

項 目 名		退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容	退職等年金給付の積立金に対する特別法人税について、その健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。		
	(参照条文) 法人税法第 7 条、第 83 条、第 84 条及び第 87 条 地方税法第 51 条第 1 項及び第 314 条の 4 第 1 項、 地方法人税法第 10 条 租税特別措置法第 68 条の 5		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必	(1) 政策目的		
	退職等年金給付は、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図るための制度であり、これらの充実を図る。		
今 回 の 要 望 (租	合 理 性	政 策 体 系 における 政策目的の 位置 付け	【総務省政策評価基本計画（令和 5 年総務省訓令第 16 号）】 第 6 章 第 2 節 2 事後評価の対象 イ 地方行財政 1 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
		政 策 の 達成目標	特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、地方公務員及びその遺族の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図る。

		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	特別法人税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長することにより、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、地方公務員及びその遺族の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図る。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	退職等年金給付の制度の加入者(約 294 万人(令和5年度末))に影響がある。 なお、退職等年金給付の業務を行う地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会が特別法人税の納税義務者である。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	退職等年金給付の積立金の確保が図られることにより、地方公務員及びその遺族の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図ることができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	退職等年金給付の制度の加入者等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図ることができる。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 26 年度税制改正要望において、退職等年金給付制度の創設に伴う所要の措置を要望し、平成 26 年度において特別法人税の課税停止が延長されている。 平成 29 年度、令和 2 年度、令和 5 年度税制改正要望においても、同様に延長されている。